

松阪市低入札価格調査試行要領の一部を改正する告示

松阪市低入札価格調査試行要領（平成26年松阪市告示第353号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象工事)</p> <p><b>第2条</b> 本要領の対象となる工事は、<u>松阪市総合評価落札方式試行要領（平成19年松阪市告示第302号）第3条に規定する対象工事とする。</u></p> <p>(調査の基準)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 失格基準価格は、<u>別表1に記載した失格基準価格の算定方法により算定するものとする。この場合において、失格基準価格は予定価格の10分の7.5以上の範囲とし、10分の7.5を下回るときは10分の7.5を乗じた金額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。</u></p> <p>(調査の実施)</p> <p><b>第6条</b> <u>前条の入札が行われた場合は、発注者は次項の規定による低入札価格調査を行うものとする。</u></p> <p>2 工事担当課長は、<u>別表2に定める「低入札価格調査に係る積算内訳書審査基準」により積算内訳書の審査を行い、その適否を決定する。また、審査の結果、積算内訳書が不適当と判断された場合は、失格とする。</u></p>	<p>(対象工事)</p> <p><b>第2条</b> 本要領の対象となる工事は、<u>工事の設計金額（税込）が1億円以上の工事とする。ただし、入札及び契約審査会で決定された入札方式による場合はこの限りでない。</u></p> <p>(調査の基準)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 失格基準価格は、<u>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める価格とする。ただし、失格基準価格の算定の結果、失格基準価格が調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を失格基準価格とする。</u></p> <p>(1) <u>有効となる入札者数が5者以上となる場合 入札価格の低い方から順に並び、有効となる入札者数の7割の数（1者未満切上げ）の入札価格の平均額に0.95を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）を失格基準価格とする。</u></p> <p>(2) <u>有効となる入札者数が5者未満となる場合 全ての入札価格が予定価格の80%（1,000円未満切捨て）未満となるときは、前号の規定に準じて失格基準価格を算出し、予定価格の80%（1,000円未満切捨て）以上の価格の入札者があるときは、予定価格の80%（1,000円未満切捨て）を失格基準価格とする。</u></p> <p>(調査の実施)</p> <p><b>第6条</b> <u>発注者は、入札の終了後速やかに第3条第3項に定める失格基準価格の算定を行い、調査基準価格未満で失格基準価格以上の入札者のうち、入札価格の低い方から順に低入札価格調査を行う。この場合において、同価格の入札者が2者以上ある場合は、くじによって調査の順を決定するものとする。なお、同価格の入札者は、くじを引くことを辞退してはならない。</u></p> <p>2 工事担当課長は、<u>別表に定める「低入札価格調査に係る積算内訳書審査基準」により積算内訳書の審査を行い、その適否を決定する。また、審査の結果、積算内訳書が不適当と判断された場合は、順次次点となる入札者を対象に審査を行うものとする。</u></p>

改正後	改正前																	
<p>3 (略)</p> <p>別表1 (第3条関係) 失格基準価格の算定方法 (土木一式工事)</p> <table border="1" data-bbox="129 1401 1122 1473"> <tr> <td data-bbox="129 1417 203 1465">①</td> <td data-bbox="203 1417 1122 1465">直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.80+一般管理費等</td> </tr> </table>	①	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.80+一般管理費等	<p>3 (略)</p> <p>別表 (第6条関係) 低入札価格調査に係る積算内訳書審査基準</p> <table border="1" data-bbox="1146 323 2145 600"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="1146 323 2145 395">○設計内訳書に掲げる価格に乗じる率</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1146 395 1368 528">工種</th> <th data-bbox="1368 395 1561 528">費目 直接工事費</th> <th data-bbox="1561 395 1753 528">共通仮設費</th> <th data-bbox="1753 395 1948 528">現場管理費</th> <th data-bbox="1948 395 2145 528">一般管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 528 1368 600">工事請負費</td> <td data-bbox="1368 528 1561 600">90%</td> <td data-bbox="1561 528 1753 600">80%</td> <td data-bbox="1753 528 1948 600">80%</td> <td data-bbox="1948 528 2145 600">30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準価格算出表に記載のない業種区分については、発注公告にて随時判断基準を示す。</p> <p>1. 積算内訳書の判断基準について</p> <p>①入札書に添付された積算内訳書に基づき、当該審査を行うものとする。</p> <p>②審査は、積算内訳書に記載された上記の表に示す工種別の各費目の価格が、発注者の工事設計書の設計内訳書に記載された金額に表中に定められた率を乗じた価格 (1,000円未満切捨て) 以上であることを審査しその適否を審査する。</p> <p>③積算内訳書に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。</p> <p>④積算内訳書に記載された単価、金額等は整合が取れていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響のない誤記はこの限りでない。)</p> <p>⑤設計仕様に満足する品質、規格等を有することは前提とする。</p> <p>2. その他</p> <p>①審査の対象となった者は、調査に協力をしなければならない。</p> <p>②入札書に記載された価格と積算内訳書に記載された価格は同額とし、異なる場合は無効とする。</p>	○設計内訳書に掲げる価格に乗じる率					工種	費目 直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	工事請負費	90%	80%	80%	30%
①	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.80+一般管理費等																	
○設計内訳書に掲げる価格に乗じる率																		
工種	費目 直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費														
工事請負費	90%	80%	80%	30%														

改正後		改正前																
	×0.55 (千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)																	
②	予定価格×0.75 (千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)																	
<p>・ ① &gt; ② の場合 … ①を失格基準価格とする。</p> <p>・ ① ≤ ② の場合 … ②を失格基準価格とする。</p> <p>※土木一式工事以外の業種区分については、発注公告にて随時判断基準を示す。</p> <p><b>別表2 (第6条関係)</b></p> <p>低入札価格調査に係る積算内訳書審査基準</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">○設計内訳書に掲げる価格に乗じる率</td> </tr> <tr> <th>費目</th> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費</th> </tr> <tr> <td>土木一式工事</td> <td>0.90</td> <td>0.80</td> <td>0.75</td> <td>0.50</td> </tr> </table> <p>※上記の表に記載のない業種区分については、発注公告にて随時判断基準を示す。</p> <p>1. 積算内訳書の判断基準について</p> <p>①入札書に添付された積算内訳書に基づき、当該審査を行うものとする。</p> <p>②審査は、積算内訳書に記載された上記の表に示す工種別の各費目の価格が、発注者の工事設計書の設計内訳書に記載された金額に表中に定められた率を乗じた価格 (1,000円未満切捨て) 以上であることを審査しその適否を審査する。</p> <p>③積算内訳書に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。</p> <p>④積算内訳書に記載された単価、金額等は整合が取れていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響のない誤記はこの限りでない。)</p> <p>⑤設計仕様に満足する品質、規格等を有することは前提とする。</p> <p>2. その他</p> <p>①審査の対象となった者は、調査に協力をしなければならない。</p> <p>②入札書に記載された価格と積算内訳書に記載された価格は同額とし、異なる場合は無効とする。</p>				○設計内訳書に掲げる価格に乗じる率					費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	土木一式工事	0.90	0.80	0.75	0.50
○設計内訳書に掲げる価格に乗じる率																		
費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費														
土木一式工事	0.90	0.80	0.75	0.50														

